

関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

指名停止措置の概要

1 指名停止措置対象業者名及び住所
西武緑化管理株式会社
埼玉県所沢市緑町1-1-11

2 指名停止期間
令和5年10月11日 ～ 令和5年11月21日 (6週間)

3 指名停止の理由

西武緑化管理株式会社は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を監理技術者として工事現場に配置していたため、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められるとして、令和5年7月21日、関東地方整備局長から監督処分(営業停止15日間)を受けた。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第13号(建設業法違反行為)に該当するため。

4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該部局が管轄する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149
担当：専門官(契約適正化担当)